

岩国市地域包括支援センター運営業務

公募型プロポーザル説明書

岩 国 市

第1 募集の概要

1 募集の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助や支援を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、地域包括ケアシステムの中核となる機関である。

岩国市では、現在、センターを8か所設置・運営しているが、より一層の機能強化を図る観点から、地域型センターの民間委託を現在の3か所から7か所へ増設するため、運営を受託する法人を募集するものである。

2 募集区域

募集するセンター区域は、次の4地域とする。

圏域	センター区域	第1号被保険者数 (令和8年4月1日現在)
岩国2圏域	岩国・藤河・御庄・北河内・南河内・ 師木野	6,211人
	平田	3,290人
岩国4圏域	周東	4,539人
	玖珂	3,493人

※ 各センター区域の詳細は、【資料1】地域包括支援センター区域別の状況を参照すること。

3 参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 応募する区域内にセンターを設置できること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (3) 企画提案書の提出締切日時点において、法に基づく事業所指定を受け、岩国市内で3年以上介護保険サービスの提供実績があること。
- (4) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (5) 法第115条の22第2項に規定する指定介護予防支援事業者の欠格事由に該当する者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

第2 業務内容等

1 業務内容

- (1) 包括的支援事業に係る業務
- (2) 地域ケア会議の実施に係る業務
- (3) 一般介護予防事業に係る業務
- (4) 指定介護予防支援事業に係る業務
- (5) 福祉用具・住宅改修支援事業に係る業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域における高齢者の自立した日常生活の支援のために必要な業務

※ 業務の詳細については、別紙「岩国市地域包括支援センター運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 設置場所

受託法人は、次に掲げるいずれの要件も満たす場所にセンターを設置するものとする。

- (1) 業務実施区域内で、地域住民が利用しやすい場所であること。ただし、隣接する複数区域について同一法人が業務を行う場合、事務所は最低1か所配置とすることを可能とする。
- (2) センターの事務所は、受託法人の施設から分離し、独立して設置することを基本とするが、併設のサービス提供部門がある場合には、別室とすることなどにより、当該部門との分離を考慮した配置とする。

3 職員体制

職員体制は、岩国市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）及び岩国市地域包括支援センターにおける職員の員数に関する要綱（令和4年4月1日制定）の規定に基づくものとする。

地区ごとの人員については、資料1「地域包括支援センター区域別の状況」を参照。

※ 各区域の高齢者人口の変動により、今後、職員の配置数に変更が生じる可能性がある。

第3 契約・委託料等

1 委託契約

- (1) 委託期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

開設準備期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
業務実施期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

- (2) 契約方法

選定された受託法人との随意契約

ア 令和9年4月1日からの円滑な業務開始に向けて、令和8年10月下旬に業務の引継ぎ

に関する委託契約を締結する。

令和9年度以降の運營業務については単年度契約とし、令和10年度以降、本市及び受託法人が継続して契約する意思がある場合は、岩国市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に諮り、原則として令和11年度まで、毎年度更新するものとする。ただし、受託法人が本プロポーザル説明書及び委託契約に定められた事項を遵守しない場合は、運営協議会に意見を求め、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

※ 令和12年度以降については、令和11年度に改めて公募を行い、委託先法人を選定する予定。

イ 法の改正などによりセンターの役割、位置付け等が変更した場合は、委託内容、委託期間、委託料に変更が生じる場合がある。

(3) 委託料の支払い

受託法人の請求に基づき、業務実施年度の4月と10月に、1年間の委託料の約2分の1ずつを支払うこととする。ただし、令和8年度分の委託料の支払時期、方法については、契約時に定めるものとする。

2 運営財源等

センターの運営財源については、以下のとおりとする。

(1) 委託料の額

ア センター運營業務に係る委託料は、職員人件費・事務補助費として、受託法人から業務に係る見積書を収受し精査した上で決定する。審査段階で提出された見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるものとするが、その金額は審査段階で提出された見積書の範囲内とする。

なお、業務開始準備にかかった事務経費については、1区域当たり70万円を上限に、令和8年度委託料として市に請求することができる、

委託料の上限については、以下のとおりとする。

年度	委託料（4か所分）
令和8年度（業務開始準備委託料）	2,800,000円
令和9年度（運営委託料）	92,950,000円

※ 区域別の上限額については、資料1「地域包括支援センター区域別の状況」を参照。

【参考】令和10年度以降、継続して契約した場合の委託料上限額

年度	委託料（4か所分）
令和10年度（運営委託料）	98,100,000円
令和11年度（運営委託料）	102,950,000円

イ 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業に係るサービス計画費
介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費にかかる収入は受託法人の収入となるが、介護予防支援業務や介護予防ケアマネジメント業務を委託する場合は、居宅介護支援事業所へ委託料を支払うこと。

(2) 運営財源等における留意点

ア 上記(1)アとイの事業については、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類を整備すること。

イ 上記(1)の委託料については、毎年度事業費の決算額をもって精算を行い、残額が生じた場合は市に返還するものとする。ただし、契約金額を上回る精算は行わない。

ウ 上記(1)の事業について、規定の人員体制を満たさなかった場合は、その期間に応じて委託料の減額を行う場合がある。

3 業務の継続が困難となった場合の措置等

受託法人の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、運営協議会に意見を求め、契約を解除する等の措置を講じるものとする。この場合、市に生じた損害は、受託法人が賠償するものとする。その他の事由により事業の実施が困難となった場合は、市と受託法人により協議するものとする。

第4 応募手続

1 応募区域数

複数区域への応募は可能であるが、応募区域ごとに書類を提出するものとする。

また、一定水準以上の法人がないなど、空白区域が出た場合に対応するため、設置場所について、応募区域とは別に、その他の区域を市として提示する場合がある。

2 主なスケジュール (予定)

令和8年6月29日(月)	プロポーザル公告日(公募開始)
令和8年6月29日(月)～令和8年7月9日(木)	質問受付期間
令和8年7月13日(月)	参加表明書提出期限
令和8年7月21日(火)	資格審査結果通知 及び企画提案書提出依頼
令和8年7月21日(火)～令和8年8月26日(水)	質問受付期間
令和8年9月2日(水)	企画提案書提出期限
令和8年9月中旬	ヒアリング実施日
令和8年9月下旬	運営協議会
令和8年9月下旬～10月上旬	選定結果通知

令和8年10月下旬	準備業務委託契約締結
令和9年4月1日(木)	運営業務委託契約締結・業務開始

3 参加表明書の作成及び提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書を提出するものとする。なお、様式1～様式4は、市ホームページから入手するものとする。入手が困難な場合は、高齢者支援課において交付する。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 法人(参加者)の概要(様式2)
- ウ 法人の活動実績(様式3)
- エ 誓約書(様式4)
- オ 法人の登記簿謄本(写し可)又は登記事項証明書
(応募の3か月以内に発行されたもの)
- カ 法人にかかる直近3年分の財産目録、貸借対照表及び事業活動収支計算書
(3年に満たない場合は、最大年)
- キ 岩国市内外問わず実地指導・監査等により受けた行政処分に関する書類の写し
(令和3年度～令和7年度)(該当案件がある場合のみ提出)

(2) 提出期限

令和8年7月13日(月)午後5時(必着)

(3) 提出場所及び提出方法

岩国市福祉部高齢者支援課

持参又は書留郵便。なお、郵便の場合、封書の表に必ず「岩国市地域包括支援センター運営業務に係る公募型プロポーザル参加表明書」と明記するとともに、発送時に電話にて同課まで連絡すること。

(4) 提出部数 正本1部・副本8部(副本については写しで可)

(5) 企画提案書の提出者の選定

提出された参加表明書に基づき、高齢者支援課において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、企画提案書の提出者を選定する。

審査の結果は、令和8年9月2日(水)に提出者全員に、参加表明書に記載されたEメールアドレスへメール及び書面により通知する。

4 企画提案書の作成及び提出

企画提案書の提出者に選定された者は、次のとおり企画提案書を提出するものとする。なお、様式6及び様式7は、市ホームページから入手するものとする。入手が困難な場合は、高齢者支援課において交付する。

- (1) 提出書類
企画提案書（様式6）
見積書（様式7）
※ 令和9年度運営業務に係る見積金額を記入すること。
- (2) 提出期限
令和8年9月2日（水）午後5時（必着）
- (3) 提出場所及び提出方法
岩国市福祉部高齢者支援課
持参又は書留郵便。なお、郵便の場合、封書の表に必ず「岩国市地域包括支援センター運営業務に係る公募型プロポーザル企画提案書」と明記するとともに、発送時に電話にて同課まで連絡すること。
- (4) 提出部数 正本1部・副本8部（副本については写しで可）
- (5) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項
仕様書に示す本市の要求事項を基本に、提案者の知識及び経験を活用して、留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案を行うこと。
提出書類のサイズは全てA4版で、図面等A3版の資料はA4サイズに折り込み、A4縦型フラットファイルに左綴じとすること。（副本については、フラットファイルでなく、綴じ穴に紐等で綴ったもので可。）内容に応じて、枠の拡大等の対応を行うこと。なお、資料は片面印刷で、両面印刷は不可とする。

5 プロポーザル説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期間
参加表明書に係る質問：令和8年6月29日（月）から7月9日（木）午後5時まで
企画提案書に係る質問：令和8年7月21日（火）から8月26日（水）午後5時まで
- (2) 質疑方法
質問は、別紙質問書（様式5）により行うものとし、高齢者支援課に電子メールで通知するとともに、電話にて同課まで連絡すること。
- (3) 質問に対する回答
参加表明書に係るものについては、市ホームページに掲載するとともに、質問者に対して電子メールで回答する。企画提案書に係るものについては提案者全員に電子メールで回答する。なお、回答事項は、本プロポーザル説明書の追加又は修正とみなす。

6 ヒアリングの実施

提出された企画提案書に関し、次のとおりプロジェクトチームによるヒアリングを実施する。

- (1) 実施予定日等
令和8年9月中旬
日時、場所等の詳細については、企画提案書提案者に別途通知する。
- (2) 出席者
1 法人あたり業務責任者を含めた3人以内の出席とし、提案説明は、主に開設又は運営業務に携わる者（主担当者）が行うものとする。
- (3) ヒアリングの際にパソコンを使用する場合は、事前に連絡の上、各事業者で準備すること。なお、プロジェクターとスクリーンは市において準備する。
- (4) ヒアリングは、応募法人が1法人のみの場合でも実施する。

7 応募に関する留意事項

- (1) 業務内容の詳細は、本プロポーザル説明書及び仕様書によるものとし、説明会は行わない。
- (2) 提出期間内に限り、提出した書類の差替え・訂正等は認めることとするが、提出期限後は一切受け付けない。
- (3) 提出期限後は、提出書類について返却しない。なお、提出書類は審査以外の目的で使用しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、全て応募法人の負担とする。
- (5) 提出書類については、岩国市情報公開条例（平成18年条例第20号）に基づく開示請求があった場合は、原則開示する。なお、公にすることにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は不開示となるので、当該部分がある場合には、不開示部分とその具体的な理由を「不開示に関する理由書（任意様式）」により提出すること。ただし、開示又は不開示の判断は、同理由書に基づき行うものではなく、同理由書を参考に、本市が同条例に基づき客観的に判断するものとする。
- (6) 企画提案書提出者の選定通知後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式8）を高年齢者支援課に提出すること。
- (7) 業務委託条件、仕様等は契約段階において若干の修正を行うことがある。

第5 選定方法等

1 選定方法

プロジェクトチームにより、資料2「受託候補者特定基準」の項目ごとに、提出された企画提案書及びヒアリングの内容を審査し、企画提案書を特定する。最高得点者が複数あるときは、最も低い見積額を提示した応募法人を受託候補者とし、運営協議会に意見を求め、受託法人を決定する。なお、募集区域に応募法人が1法人であっても、選考の評価によっては、受託法人の該当なしと判断する場合もある。

2 選定結果の通知と公表

選定結果については、令和8年9月下旬から10月上旬にヒアリング出席者全員に、企画提案書に記載されたEメールアドレスへのメール及び書面により通知するとともに、市ホームページで特定者を公表する予定。なお、審査内容に関する問合せについては一切受け付けない。

3 選定取消し等

受託法人の選定後であっても、応募申請の内容に虚偽又は重大な乖離がある場合は、選定結果を取り消す場合がある。その際の費用弁償には一切応じない。

本市に損害が生じた場合には、その費用の賠償を請求する場合がある。

第7 その他

1 業務の引継ぎ等

選定結果の通知後、受託法人と業務開始に向けて細目を協議する。また、受託法人においては、令和9年4月1日から円滑に業務が開始できるよう、業務の準備、事業計画の作成、研修への参加などに取り組むものとする。

※ 業務の詳細については、仕様書のとおりとする。

2 辞退

選定結果の通知後、受託法人が辞退あるいは人員体制、設備の欠落等で受託できない事情が生じたことにより本市に損害が生じた場合には、その費用の賠償を請求する場合がある。

3 その他

(1) センターの設置の届出関係

受託法人は、決定通知書を受理したときは、法第115条の46第3項の規定に基づき、速やかに市に届け出るものとする。

(2) 指定介護予防支援事業者の指定申請関係

受託法人は、決定通知書を受理したときは、法第115条の22第1項の規定に基づき、速やかに市に申請するものとする。

《問い合わせ・提出先》

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号

岩国市 福祉部 高齢者支援課 地域包括支援班

電話 0827-29-2566

FAX 0827-22-0928

E-mail kourei@city.iwakuni.lg.jp

担当 上田・村上